

日本労働年鑑 第56集 1986年版

The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

IV 経営者団体の労働政策

4 社会保障

3 労働者災害補償

使用者の不服申し立ての創設を

日経連は、労災保険審議会が労災保険法改正に向けて検討を開始したのをうけて、一二月一三日付で、山口労働大臣に「労災保険法改正に対する要望」を提出した。

その骨子は、「わが国の労災保険給付は総合的にみて国際的にも遜色のない水準に達しており（中略）、新たな負担増をもたらすような法改正には基本的に賛成しがたい」というもので、具体的にはつぎの五点を要望している。(1)労働基準監督署長の「保険給付に関する決定」にたいし、使用者からも不服申し立てができるようにすべきだ、(2)労災保険給付と民事損害賠償との支給調整はなお不完全であるので、可及的速やかに完全調整を実施すべきである、(3)労災年金と厚生年金、老齢年金とが併給される場合にも、同一理由による労災年金と他の年金の併給の場合と同じく、減額調整をおこなうべきである、(4)職業性疾病について正確な医学判断をおこなうため、診査医制度を創設すべきである、(5)労働福祉事業を抜本的に見直し、不急の事業は整理するなど、合理化をはかるべきである(『日経連タイムス』一九八四年一二月一四日)。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)